

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2010-99509(P2010-99509A)

【公開日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2010-24422(P2010-24422)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

A 6 3 F 7/02 3 3 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月22日(2011.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体の記録情報により特定される遊技者所有の残額の使用に応じて、遊技機での遊技に用いられる遊技媒体を貸与する遊技用システムであって、

前記記録媒体を受付ける受付手段と、

該受付手段により受付けられた前記記録媒体の記録情報により特定される残額に基づいて、前記遊技機に遊技媒体の貸与を指示する貸与指示信号を送信することにより前記遊技機から前記遊技媒体を貸与させるとともに、遊技媒体の貸与のために消費される貸与消費額と該貸与消費額に対応する消費税額とを前記残額から減算する貸与処理を行なう貸与処理手段と、

該貸与処理手段が予め定められた複数個単位での前記遊技媒体の貸与を行なわせるときの前記貸与消費額である貸与消費単位額と該貸与消費単位額に対応する消費税額とを合算した第1の合算値を特定可能な第1のデータを設定する第1の設定手段と、

前記遊技媒体1個あたりの前記貸与消費額である遊技媒体単価と該遊技媒体単価に対応する消費税額とを合算した第2の合算値を特定可能な第2のデータを設定する第2の設定手段と、

前記貸与処理による減算後の前記残額が前記第1の合算値以上と前記第1の合算値未満とのどちらであるかを判定する残額判定手段と、

該残額判定手段により減算後の残額が第1の合算値未満であると判定されたときに、前記第2のデータに基づいて、当該残額で貸与可能な遊技媒体の個数を特定する個数特定手段と、

前記受付手段により受けられた前記記録媒体の記録情報により特定される残額に関する残額情報を表示する表示手段と、

前記残額が前記貸与消費単位額以上のときには前記表示手段において前記残額情報をし前記残額のうち貸与消費単位額の整数倍部分を表示させ、前記残額が前記貸与消費単位額未満のときには前記表示手段において前記残額情報をとして前記残額または前記個数特定手段により特定された個数を表示させる表示の切替えを行なう表示切替え手段とを含み、

前記貸与処理手段は、前記残額判定手段により第1の合算値以上であると判定されたと

きに、前記遊技機側で記憶されている前記貸与消費単位額に対応する遊技媒体の個数に基づく遊技媒体の貸与を指示する第1の信号を前記貸与指示信号として1回もしくは複数回送信することにより予め定められた個数の遊技媒体を前記遊技機から貸与させ、前記第1のデータに基づいた前記減算をする第1の貸与処理を行ない、一方、前記残額判定手段により第1の合算値未満であると判定されたときに、第1の合算値未満の残額分について、前記個数特定手段により特定された遊技媒体の個数を示す第2の信号を前記貸与指示信号として送信することにより当該特定された個数の遊技媒体を前記遊技機から貸与させ、前記第2のデータに基づいた前記減算をする第2の貸与処理を行ない、前記第1の貸与処理を行なうことにより前記残額が第1の合算値未満となるときに、最後の前記貸与消費単位額に対応する前記第1の貸与処理を行なわずに、当該最後の前記貸与消費単位額に対応する個数と前記個数特定手段により特定された個数とを合算した個数を示す第2の信号を送信する第3の貸与処理を行なうことを特徴とする、遊技用システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 記録媒体の記録情報(遊技カード21)により特定される遊技者所有の残額の使用に応じて、遊技機(パチンコ遊技機2)での遊技に用いられる遊技媒体(遊技球)を貸与(貸出し)する遊技用システムであって、

前記記録媒体を受付ける受付手段(カードリーダライタ装置33)と、

該受付手段により受けられた前記記録媒体の記録情報により特定される残額に基づいて、前記遊技機に遊技媒体の貸与を指示する貸与指示信号(貸出要求信号等)を送信することにより前記遊技機から前記遊技媒体を貸与させる(図12のS55,S56)とともに、遊技媒体の貸与のために消費される貸与消費額と該貸与消費額に対応する消費税額とを前記残額から減算する(図13のS64,S67)貸与処理を行なう貸与処理手段(カードユニット制御部340)と、

該貸与処理手段が予め定められた複数個単位(たとえば、25個)での前記遊技媒体の貸与を行なわせるときの前記貸与消費額である貸与消費単位額と該貸与消費単位額に対応する消費税額とを合算した第1の合算値(税込単位額)を特定可能な第1のデータを設定する第1の設定手段(カード管理装置400、図11のS14、カードユニット制御部340、図11のS22)と、

前記遊技媒体1個あたりの前記貸与消費額である遊技媒体単価(端数球単価)と該遊技媒体単価に対応する消費税額とを合算した第2の合算値(税込端数球単価)を特定可能な第2のデータを設定する第2の設定手段(カード管理装置400、図11のS18、カードユニット制御部340、図11のS24)と、

前記貸与処理による減算後の前記残額が前記第1の合算値以上と前記第1の合算値未満とのどちらであるかを判定する残額判定手段(カードユニット制御部343、図12のS43)と、

該残額判定手段により減算後の残額が第1の合算値未満であると判定されたときに、前記第2のデータに基づいて、当該残額で貸与可能な遊技媒体の個数を特定する個数特定手段(カードユニット制御部340、図12のS45,S52)と、

前記受付手段により受けられた前記記録媒体の記録情報により特定される残額に関する残額情報を表示する表示手段(カード残額表示器8)と、

前記残額が前記貸与消費単位額以上のときには前記表示手段において前記残額情報をとして前記残額のうち貸与消費単位額の整数倍部分(度数)を表示させ、前記残額が前記貸与消費単位額未満のときには前記表示手段において前記残額情報をとして前記残額または前記個数特定手段により特定された個数(端数球数)を表示させる表示の切替え(残額の度数と端数球数との切替え)を行なう表示切替え手段(カードユニット制御部340)とを含

み、

前記貸与処理手段は、前記残額判定手段により第1の合算値以上であると判定されたときに、前記遊技機側で記憶されている前記貸与消費単位額に対応する遊技媒体の個数に基づく遊技媒体の貸与を指示する第1の信号（払出個数指定信号が出力されないときの貸出指令信号）を前記貸与指示信号として1回もしくは複数回送信する（S57で払出個数指定信号を出力することなく、S62において貸出指令信号を出力する）ことにより予め定められた個数の遊技媒体を前記遊技機から貸与させ、前記第1のデータに基づいた前記減算（図13のS64）をする第1の貸与処理を行ない、一方、前記残額判定手段により第1の合算値未満であると判定されたときに、第1の合算値未満の残額分について、前記個数特定手段により特定された遊技媒体の個数を示す第2の信号（払出個数指定信号および貸出指令信号）を前記貸与指示信号として送信する（端数球の個数を指定する払出個数指定信号をS57において出力し、S62において貸与指令信号を出力する）ことにより当該特定された個数の遊技媒体を前記遊技機から貸与させ、前記第2のデータに基づいた前記減算（図12のS67）をする第2の貸与処理を行ない、前記第1の貸与処理を行なうことにより前記残額が第1の合算値未満となるときに、最後の前記貸与消費単位額に対応する前記第1の貸与処理を行なわずに、当該最後の前記貸与消費単位額に対応する個数と前記個数特定手段により特定された個数とを合算した個数を示す第2の信号（貸与消費単位額分の貸出個数と端数額分の貸出個数とを合計したパルス数の払出個数指定信号）を送信する第3の貸与処理を行なう（図25の（a）、図26のS55d）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このような構成によれば、貸与処理による減算後の残額が貸与消費単位額と該貸与消費単位額に対応する消費税額とを合算した第1の合算値以上であると判定されたときに、貸与消費単位額に対応する個数の遊技媒体を貸与する処理を1回もしくは複数回することにより予め定められた個数の遊技媒体を貸与し、第1のデータに基づいた前記減算をする第1の貸与処理が行なわれる。一方、貸与処理による減算後の残額が貸与消費単位額と該貸与消費単位額に対応する消費税額とを合算した第1の合算値未満であると判定されたときに、遊技媒体単価とに対応する消費税額とを合算した第2の合算値を特定可能な第2のデータに基づいて、当該残額で貸与可能な遊技媒体の個数が特定され、特定された個数の遊技媒体の貸与と、第2のデータに基づいた減算とをする第2の貸与処理が行なわれる。残額が第1の合算値未満であっても、当該残額で貸与可能な個数の遊技媒体の貸与が行なわれる所以、残額のうち貸与に使用できない額が遊技媒体単価未満となるため、記録媒体の記録情報により特定される残額を使用して遊技媒体を貸与し、該残額から消費税を徴収するときに、遊技者に生じる不利益を低減できる。さらに、第1の貸与処理を行なうときに、遊技機側で記憶されている貸与消費単位額に対応する遊技媒体の個数に基づく遊技媒体の貸与を指示する第1の信号が貸与指示信号として1回もしくは複数回送信されることにより予め定められた個数の遊技媒体が貸与され、一方、第2の貸与処理を行なうときに、減算後の残額が第1の合算値未満であると判定されたときに当該残額で貸与可能な遊技媒体の個数として特定された遊技媒体の個数を示す第2の信号が貸与指示信号として送信されることにより当該特定された個数の遊技媒体が貸与される。このため、遊技媒体の貸与のために遊技機側で記憶する個数の情報の種類を増加させることなく、第1の合算値未満の残額に基づいて貸与する個数をより明確に示すことができる。さらに、第1の貸与処理を行なうことにより残額が第1の合算値未満となるときに、最後の貸与消費単位額に対応する第1の貸与処理を行なわずに、当該最後の貸与消費単位額に対応する個数と前記個数特定手段により特定された個数とを合算した個数を示す第2の信号が送信される第3の貸与処理が行なわれる所以、遊技者が第1の合算値未満の残額分で遊技媒体の貸与を受ける

ために新たな操作をすることが不要になるため、遊技者の手間を省くことができる。さらに、残額が貸与消費単位額以上のときには表示手段において残額情報として残額のうち貸与消費単位額の整数倍部分を表示させ、残額が貸与消費単位額未満のときには表示手段において残額情報として残額または個数特定手段により特定された個数を表示させる表示の切替えが行なわれる。このため、残額が貸与消費単位額未満のときに、残額情報が残額または個数特定手段により特定された個数により表示されるので、貸与消費単位額未満の残額情報についても遊技者に確実に認識させることができるとともに、その貸与消費単位額未満の残額情報を表示させるために表示領域を追加する必要がないようにすることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】